三種町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

X	分	住民基本台帳人口	歳 出	額	実 質	収	支	人	件	費	人	件	費	率	(参考)	
		(22年度末)		Α						В			В	/ A	21年度の人件費率	
22年度	人	=	千円		T	田		7	円				%		%	
221	十反	19,430	10,791,53	30	143	3,920		1,0	689,91	3		15.	7%		15.8	

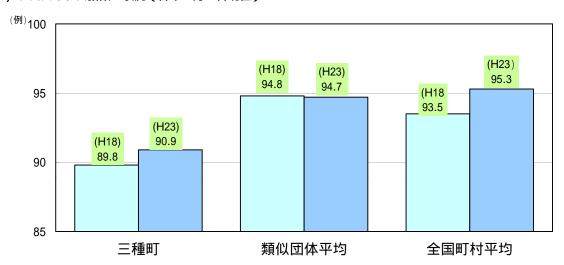
(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	4	合	与	ŧ	一人当たり	
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
22年度	人	千円	千円	千円	千円	=	千円
22年度	212	809,891	88,132	291,410	1,189,433	5,611	

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,703

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

⁽注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

-船行政職

132 13 22 140						
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額		
	十八十四	十七分和个十万分	十均和与月額	(国ベース)		
三種町	44.5 歳	317,600 円	353,805 円	348,211 円		
秋田県	43.5 歳	347,519 円	411,868 円	382,395 円		
国	42.3 歳	327,205 円	- 円	397,723 円		
類似団体	43.3 歳	319,924 円	369,991 円	343,981 円		

技能労務職

 くけとノンシカイロル									
			公務	員			民間		
区分	平均 年齢	職員数	平均給料月 額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する民 間の類似職	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
三種町	44.6	11人	250,400円	287,791円	272,400円	-	-	-	-
うち校務員	45.8	8人	250,000円	284,313円	275,001円	用務員	53.8	209,700	1.20
うち運転手	34.8	1人	Х	Х	Х	自家用自動 車運転手	55.5	239,500	Х
うち火葬業務	44.8	2人	Х	Х	Х	-	-	-	-
その他	0.0	0	0	0	0				
秋田県	48.7	362人	330,425円	377,816円	353,744円	-	-	-	-
国	49.5	3,689人	283,682円	•	321,662円	-	-	-	-
類似団体	48.3	16人	288,445円	314,098円	299,769円	-	-	-	-

(単位:円)

								(11=:13)		
							参考			
区分						年収ベース(試算値)の比較				
						公務員 (C)	民間 (D)	C/D		
三種町										
ò	ち	ħ	交	務	員	4,431,256	2,943,200	1.51		
ò	ち	ï	重	転	手	Х	X	Х		
ò	ち	火	葬	業	務	Х	X	X		

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20〜22年3ヶ年平均) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 年収ペース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては 前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された賞与の額を加えた試算値である。 個人が特定されるものについては公表しない。(2人以下の項目)

「運転手」、「火葬業務」については、職員数2名以下であり、個人が特定されるおそれがあるため公表はしない。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

X	分	三種 町	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	- 円
	中学卒	129,200 円	- 円	- 円

注 国の一般行政は、「大学卒」を 種の額、「高校卒」を 種の額で記載

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

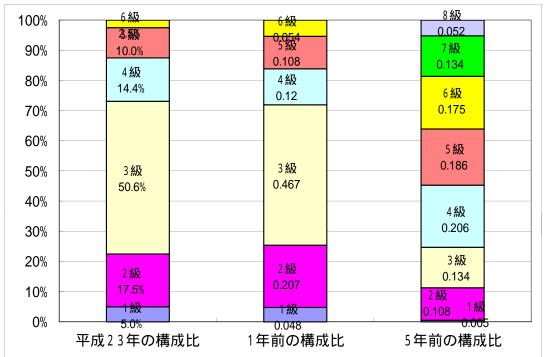
X	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年		
一般行政職	大 学 卒	223,900 円	274,833 円	321,900 円		
	高 校 卒	216,500 円	262,600 円	302,366 円		
技能労務職	高 校 卒	182,400 円	237,600 円	248,600 円		
	中学卒	- 円	- 円	- 円		

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	主管	人	%
0 MX	工員	4	2.5
5級	課長·事務局長·次長·参事	人	%
J ₩X	旅校	16	10.0
4級	課長補佐	人	%
4 #VX		23	14.4
3級	主査·係長	人	%
איזו כ	工具、际设	81	50.6
2級	主任	人	%
2 NX	— II	28	17.5
1級	主事補·主事	人	%
1 AVX		8	5.0

- (注) 1 三種町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。 2



(注)平成19年4月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

三種町一般職の職員の初任絵、昇給、昇格等に関する規則に基づき、毎年1月1日を昇給日とし、昇給日前1年間における職員の 勤務成績に応じて昇給の判定を行っている。 (平成19年4月1日から施行)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 種 町	秋 田 県	国		
1人当たり平均支給額(22年度)	1人当たり平均支給額(22年度)			
1,361 千円	1,591 千円			
(22年度支給割合) 期末手当 3.55 月分 1.35 月分	(22年度支給割合) 期末手当 第2.55 月分 1.35 月分	(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

毎年、6月1日及び12月1日の基準日に在職する職員に対し、基準日6ヶ月以内の期間における職員の勤務状況等に基づき支給している。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

- 144 3 — (= 0 1		-,						
	三 種 町		国					
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年			
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分			
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分			
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分			
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分			
その他の加算措置	定年前早期	退職特例加算	その他の加算措置 定年前早期退職特例加算					
	(2% ~	20%加算)	(2%~20%加算)					
1人当たり平均支給額	千円	23,589 千円						

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 ……本町は、該当しません。

(23年4月1日現在)

支給実	支給実績(22年度決算)								
支給職員1人当た		-	F.	3					
支給対象地域	支給率	支給対象職員	数	国の制度(支給	率)			
	- %		- 人		13	%			

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

<u> </u>	·/3 · H-70 E-/						
支給実績(22年度決算) 1	7人	1,071 千					
支給職員1人当たり平均支	給年額(22年度決算)		63,035	円			
職員全体に占める手当支約	合職員の割合(22年度)		8.02	%			
手当の種類(手当数)		手当数: 5 手当					
手当の名称	主な支給対象職員	3	主な支給対象業務	左記職員に対する	支給単価		
町税徴収事務	税務徴収職員		税金の徴収業務	4 時間未満 400円(1 4 時間以上 600円(1			
ボイラー運転業務	ボイラー運転従事職員	7	ボイラーの運転業務	1日 1,000	円		

上記、支給実績額は、町税徴収事務とボイラー運転業務分です。

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(22年度決算)	12,204 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	61 千円
支給実績(21年度決算)	11,099 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	56 千円

⁽ 時間外手当には、選挙時の時間外を含まない。)

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

の他の手当(23 手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族たる子、父母等 1人につき6,500円 ・配偶者のない職員の扶養 親族1人目 11,000円 ・その他の扶養親族6,500 円 ・16歳から22歳の子1人に つき 5,000円加算	同	無	30,798 千円	219,985 円
住居手当	借家支給限度額 27,000 円	同	無	6,172 千円	308,600 円
通勤手当	·交通機関利用 支給限度額 55,000円 ·自家用等利用 支給限度額 24,500円	同	上限打ち切	10,727 千円	63,100 円
管理職手当	管理または監督の地位に ある職員に対し一定額を 支給 6級 42,000円 5級 32,000円 4級 22,000円	異	区分及び 支給額	17,072 千円	355,666 円
管理職員特別 勤務手当	管理職支給対象職員が、 臨時又は緊急の必要があり、週休日などに勤務した 場合に支給 1回の勤務につき8,000円 (6時間を超える勤務の場 合は5割加算)	同	無	- 千円	- 円
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務した職員に支給 1時間あたりの給与額×13 5/100×勤務時間数	同	無	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 一時間当たりの給与額× 150/100×勤務時間数	同	無	- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に 支給勤務1回につき4,20 0円	同	無	- 千円	- 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの 間現に支給地域に在勤す る職員に対して支給 ・世帯主で扶養親族のある 職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない 職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	無	14,666 千円	69,174 円

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

	区分	給料月額等
		(参考)類似団体における最高/最低額
給	町 長	528,500(755,000) 円 802,000 円 504,000 円
料	副町長	560,000 円 664,000 円 499,000 円
		513,000 円 円 円
報	議長	288,000 円 340,000 円 243,000 円
酬	副議長	255,000 円 280,000 円 209,000 円
H/II	議員	241,000 円 250,000 円 180,000 円
	町長	(22年度支給割合)
期	副町長	2.95 月分
末手		
手	議長	(22年度支給割合)
当	副議長	2.95
	議員	
退		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
職	町 長	755千円×0.47×勤続月額 17,032千円 任期毎
手	副町長	560千円×0.28×勤続月額 7,526千円 任期毎
当	備考	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

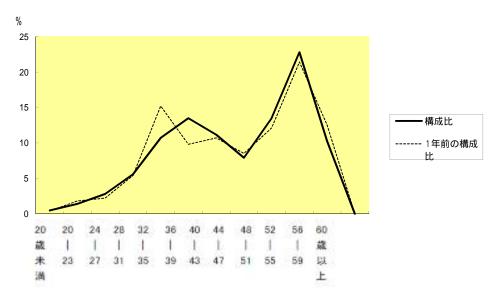
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

							(音牛4月)口現在)
→		$\overline{}$	分	職	員 数	対前年	主な増減理由
部	門			平成22年	平成23年	増減数	上は相似年山
		議会	•	3	3	0	
		総務	j	56	53	-3	事務の統廃合縮小
	_ [税務		11	11	0	
चेर्र	般	農林水産		23	19	-4	事務の統廃合縮小
普通会計部	行	商工		3	7	4	行政組織機構改編に伴う増
会	世 会 部	以 主木		20	18	-2	事務の統廃合縮小
計	門	民生		35	34	-1	保育士の退職
門門		衛生		13	16	3	行政組織機構改編に伴う増
		小言	+	164	161	-3	
	特別	教育	Ī	32	27	-5	事務の統廃合縮小
	行政	小言	†	32	27	-5	
		病院	:			0	
公言	堂企	水道	į	5	5	0	
業等	会	下水		5	5	0	
計部	8門	その作	也	18	17	-1	行政組織機構改編に伴う減
		小言	†	28	27	-1	
	É			224	215	-9	
	- \ 4			U Berlin Hart 2 Berlin		+ ^ + * \	

(注)1 職員数は、一般職に属する職員数である。(教育長を含まず。)

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		1	1	1	1	1	₹	ł	1	1	ł		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
Tible 22 #4	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	1	3	6	12	23	29	24	17	29	49	22	0	215

(教育長を含みません。)

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年) 部門別	度 平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		₹5年間 咸数(率)
一般行政	197	189	174	171	164	161	36	18.2 (%)
教育	36	36	37	33	32	27	9	25(%)
普通会計計	233	225	211	204	196	188	45	19.3 (%)
病院	0	0	0	0	0	0	0	(%)
水道	9	8	6	6	5	5	4	44.4 (%
下水道	7	7	7	5	5	5	2	28.6 (%)
その他	16	17	19	19	18	17	1	6.3(%)
公営企業等会計計	32	32	32	30	28	27	5	15.6 (%
総合計	265	257	243	234	224	215	50	18.9(%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業会計 職員給与費の状況

ア	決算	[
		総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
X	分		質収支		職員給与費比率	21年度の総費用に占
		Α		В	B / A	める職員給与費比率
2 24	年度	千円	千円	千円	%	%
2 2 -	十反	162,845	22,334	9,385	5.76%	7.68

X	\triangle	職員数	給		与	費	一人当たり
	ח	Α	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/
22年	由	人	千円	千円	千円	千円	千円
	反	2	Χ	Χ	Χ	#VALUE!	#VALUE!

(参考)全国市町村平均 -人当たり給与費 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2人以下)
- イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在) 一般職の表参照

職員の手当の状況

<u> ア 期木于ヨ・凱鬼于ヨ</u>								
三 種 町		市町村公営企業 (団体平均等)						
1人当たり平均支給額(22年	F度)	1人当たり平均支給額(22年度)						
·	X 千円		千円					
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)						
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当					
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分					
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)						
職制上の段階、職務の級等による	加算措置	職制上の段階、職務の級等	による加算措置					

- イ 退職手当(23年4月1日現在)・・・一般職職員に同じ
- ウ 地域手当 ・・・本町は、該当しません エ 特殊勤務手当(23年4月1日現在) オ 時間外勤務手当 ・・・・該当ありません

	~ 71 ~ 4	/ 34	19 <i>7</i> 3 3 .								
支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	273 千円
職	員 1 /	人当	たり	平均	支	給年	額(2 2	年 度	決 算)	136 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- カ その他の手当(23年4月1日現在)

一般職に準じています。

(2) 簡易水道事業特別会計

職員給与費の状況

ア	決算	[
X	♪	住民基本台帳人口	歳 出	額	実 質	収	支	人(牛 費	人	、件	費	率	(参考)	
	区分	(22年度末)		Α					В	3		В.	/ A	21年度の人件費率	
11	22/5	人		千円		-	千円		千円	}			%		%
22年度	19,430	451,462	2	156	6,191			X		#VAL	UE!		-		

X	分	職員数		4	給	与	費	ŧ		一人当たり	
△	л	Α	給	料	職員手当	期末·勤勉	手当	計	В	給与費	B/A
224	Ŧ#	人		千円	千円		千円		千円		千円
221	十/支	2)	(X	X		#VAL	JE!	#VALUE!	

(参考)全国市町村	平均
一人当たり給与	費
	千円
6.242	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2人以下)
- イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在) 一般職の表参照

職員の手当の状況 ア 期末手当・勤勉手当

<u> </u>										
三種町			市町村公営企業 (団体平均等)							
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年度)							
	X	千円		千円						
(22年度支給割合)			(22年度支給割合)							
期末手当	勤勉手	当	期末手当	勤勉手当						
2.6 月分	1.35	月分	2.6 月分	1.35 月分						
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)							
職制上の段階、職務の級等による加	<u>「算措置</u>		職制上の段階、職務の級等!	こよる加算措置						

- イ 退職手当(23年4月1日現在)・・・一般職職員に同じ
- ウ 地域手当 ・・・・本町は、該当しません。 エ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在) ・・・・該当ありません オ 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	120 千円
職員	員1ノ	人当	たり	平均	支	給年	額 (2 2	年 度	決算)	60 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(23年4月1日現在) 一般職に準じています。

(3) 国民健康保険事業特別会計 職員給与費の状況

	749 5-4 844	_
7	決質	

		汱昇	_														
D	,		住民基本台帳人口	歳 出	額3	€ 質	収	支	人	件	費	人	件	費	揪	(参考)	
	<u>`</u>	分	(22年度末)		Α						В			В	/ A	21年度の人件費率	
	1	度	人	千	円		-	千円			千円				%		%
4	2 4	- 支	19,430	2,456,123		162	,092			Χ			#VA	LUE!		1.0	

X	分	職員数	;	給	与	貴	一人当たり
	л	Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
22年	中	人	千円	千円	千円	千円	千円
221	一区	2	X	X	X	#VALUE!	#VALUE!

(参考)全国市町村平均
一人当たり給与費
千円
6,803

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2人以下)

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在) 一般職の表参照

職員の手当の状況で、期末手当・動動手当

<u> </u>				
三種町			市町村その他事業(団]体平均等)
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年度)	
	X	千円		千円
(22年度支給割合)			(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手	当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35	月分	2.6 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加	算措置		職制上の段階、職務の級等	による加算措置

- イ 退職手当(23年4月1日現在) ・・・一般職職員に同じ
- ゥ 地域手当 ……本町は、該当しません。
- 工 特殊勤務手当(23年4月1日現在) ・・・・該当ありません
- オ 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	136 千円
職	員1,	人当	10 .)	平均	支	給年	額	(22	年 度	決算	[]	68 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(23年4月1日現在)

一般職に準じています。

(4) 下水道事業特別会計 職員給与費の状況

ア	決算	<u>[</u>											
X	♪	住民基本台帳人口	歳 出 客	実	質 収	女	人 件	費	人 件	費	率	(参考)	
	״מ	(22年度末)	A	١				В		В	/ A	21年度の人件費率	
00/	f B	人	千円	3	=	千円		千円			%		%
221	丰度	19,430	589,318		1,733		Х		#VA	LUE!		3.7	

区分	職員数	2	給	与 費	ŧ	一人当たり	
	Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費	B/A
22年度	人	千円	千円	千円	千円		千円
22年及	2	Χ	X	X	#VALUE!	#VALUE!	

(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 6,380

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2人以下)

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在) 一般職の表参照

職員の手当の状況ア期末手当・勤勉手当

<u> ア 期末ナヨ・凱恩ナヨ</u>				
三 種 町			市町村下水道事	業 (団体平均等)
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年	丰度)
	X	千円		千円
(22年度支給割合)			(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手	当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35	月分	2.6 月	月分 1.35 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加	1算措置		職制上の段階、職務・	の級等による加算措置

- イ 退職手当(22年4月1日現在) ・・・一般職職員に同じ
- ゥ 地域手当 ……本町は、該当しません。 エ 特殊勤務手当(23年4月1日現在) ……該当ありません
- オ 時間外勤務手当

支 給	実績	Ę (2 :	2 年	度	決	算)	63 千円
職 員 1	人当た	リ平均	支 給	年 額	(2 2	年 度	決 算)	31 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- カ その他の手当(23年4月1日現在)
 - 一般職に準じています。

(5) 農業集落排水事業特別会計

職員給与費の状況 ア 決算

	_	ハカ	F														
×	,	分	住民基本台帳人口	歳 出	額	実 質	収	支	人	件	費	人	件	費	揪	(参考)	
	<u>.</u>	л	(22年度末)		Α						В			В.	/ A	21年度の人件費率	
2	っ午	度	人		千円			千円		Ŧ	円				%		%
۷.	2 +	- 又	19,430	548,22	25	2,	247			18,649			3.4	1 %			

[,	分	職員数		4	給	与	費	ŧ		一人当たり	1
6	_	л	Α	給	料	職員手当	期末·勤勉引	当	計	В	給与費	B/A
Γ,	22年	由	人		千円	千円		千円	:	千円		千円
1	224	- 支	3	11,0	081	796	3,893		15,77	0	5,257	

(参考)全国市町村平均
一人当たり給与費
千円
6.242

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。
- イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

一般職の表参照

職員の手当の状況 ア 期末手当・勤勉手当

7 粉水丁二 到地丁二				
三種町			市町村下水道事業 (団体平均等)	
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年度)	
	Х	千円		千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分	勤勉手 1.35	_	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35	月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加	口算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措	置

- イ 退職手当(23年4月1日現在) ・・・一般職職員に同じ
- ゥ 地域手当 ……本町は、該当しません。 エ 特殊勤務手当(23年4月1日現在) ……該当ありません オ 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	. 2	年	度	決	算)	0 千円
職	員 1 /	ピノ	たり平	均3	と給き	F 額((2 2	年 度	決 算	()	0 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(23年4月1日現在) 一般職に準じています。

(6) 衛生処理事業特別会計

職員給与費の状況 (火葬業務)

	ì	犬昇																
X		分	住民基本台帳人口	歳	出 額	実	質	収	支	人	件	費	人	件	費	率	(参考)	
		л	(22年度末)		Α							В			В	/ A	21年度の人件費率	
2,	2年.	œ.	人		千円				千円			千円				%		%
2.	24	反	19,430		18,237		1,4	65			Χ			#VA	LUE	!	-	

区分	職員数	4	給	与	ŧ	一人当たり		
区分	Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A		
22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円		
22年岌	2	X	X	X	#VALUE!	#VALUE!		

(参考)全国市町村平均
一人当たり給与費
千円
_

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2人以下)

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在) 一般職の表参照

職員の手当の状況で期末手当の制御手当

<u> / カイナコ・助心ナコ</u>				
三種町			市町村その他公営企業	(団体平均等)
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年度)	
	X	千円		千円
(22年度支給割合)			(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手	当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35	月分	2.6 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)	- 		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加	算措置		職制上の段階、職務の級領	手による加算措置

- イ 退職手当(23年4月1日現在) ・・・一般職職員に同じ
- ゥ 地域手当 ……本町は、該当しません。
- 工 特殊勤務手当(23年4月1日現在) ・・・・該当ありません

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	149 千円
職	員 1 人	人当	たりュ	平均	支 结	給年	額	(22	年 度	決算	i)	74 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(23年4月1日現在) 一般職に準じています。

(7) 温泉事業特別会計 職員給与費の状況

ア	決算	<u>[</u>							
×	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質	収 支	人 件	費	人 件 費 率	(参考)
		(22年度末)	A				В	B / A	21年度の人件費率
00/	- #	人	千円		千円		千円	%	%
221	丰度	19,430	20,325	5	58	Х		#VALUE!	-

▽	分	職員数	2	給	与 費	一人当たり		
△		Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費	B/A
22年度		人	千円	千円	千円	千円	:	千円
		1	Χ	Χ	X	Χ	X	

(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 5,974

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2人以下) イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

一般職の表参照

職員の手当の状況 ア 期末手当・勤勉手当

<u>, 707-5-302-5-3</u>						
三種町			市町村その他公営企業	(団体平均等)		
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年度)			
	X	千円		千円		
(22年度支給割合)		_	(22年度支給割合)			
期末手当	勤勉手	·当	期末手当	勤勉手当		
2.6 月分	1.35	月分	2.6 月分	1.35 月分		
(加算措置の状況)	n 44 +++ ===	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加	山昇措直	職制上の段階、職務の級等による加算措置				

- イ 退職手当(23年4月1日現在) ・・・一般職職員に同じ
- ゥ 地域手当 ……本町は、該当しません。
- 工 特殊勤務手当(23年4月1日現在) ・・・・該当ありません

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	2	年	度	決	算)	241 千円
職	員 1 人	、当	たり	平均	支	給年	額(2 2	年 度	決 算)	241 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (23年4月1日現在) 一般職に準じています。